

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、ふるさと納税を活用した地域資源の促進及び地域の活性化を図るため、ふるさと納税返礼品の開発等に取り組む企業等が開発等に要した費用に対し、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和59年天栄村規則第4号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)ふるさと納税返礼品 主として村内で生産された原材料を加工したもの又は村内で製造し、若しくは加工した商品であって、本村の魅力の発信に資するものとして村長が認めるものであって、かつ、総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすものであること。

(2)村内協力企業 村長が、村ふるさと納税事業に参加する企業等及び対象商品として適当であると認め、当該事業への参加の承認を受けた企業等をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる企業等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)本村のふるさと納税返礼品を開発する村内協力企業となる見込みがある者であって、村内に事業所を有する事業者であること。

(2)村税等の滞納がないこと。

(3)企業等の代表者その他の構成員等が、天栄村暴力団排除条例（平成24年天栄村条例第1号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員でないこと。

(4)この要綱以外の制度により補助金等の交付を受けている又は受ける見込みがある者でないこと。ただし、当該補助金等に係る事業に要した費用のうち、この要綱以外の制度により補助の対象とならない費用がある場合については、この限りでない。

(補助金の対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、次に掲げる事業（以下「開発等事業」という。）に係る費用であって、別表に定めるものとする。

(1)ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業

(2)既存の商品を改良し、ふるさと納税返礼品とする事業

(3)その他村長が適当と認める事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1の額とし、10万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天栄村ふるさと納

税返礼品開発等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第7条 村長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付申請書（様式第7号）に、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付決定（不承認）通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該年度の事業完了時に速やかに、次に掲げる書類等を村長に提出しなければならない。

- (1) 天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 補助金の交付の対象となった事業により開発したふるさと納税返礼品。ただし、当該返礼品の提出が困難であるときは、返礼品の写真をもって代えることができる。
- (4) 補助対象費用の支払を証する書類の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 村長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金請求書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 村長は、前条の規定による補助金の請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金を支払うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 村長は、規則第17条の規定に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 村長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定者に天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金返還通知書(様式第14号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(報告等)

第15条 村長は、交付決定者に対して、開発等事業に関する報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 交付決定者は、開発等事業により取得し、又は効用の増加した財産については、村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を村に納付した場合又は開発等事業が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第17条 交付決定者は、開発等事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、開発等事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象費用の内容
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費または事業に必要な物品の購入費
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託費	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用
原材料費	新商品開発のために施策に使用する原材料費
賃借料	機器リース料等
その他	村長が必要と認める経費

天栄村長

所在地
 企業等名称
 代表者氏名
 電話番号

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

開発等事業の名称			
開発等事業の目的及び内容			
開発等事業の効果			
開発等事業の総事業費	円	補助対象費用	円
		交付申請額	円
開発等事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
添付書類	(1) 事業実施計画書 (様式第 2 号) (2) 事業収支予算書 (様式第 3 号) (3) 同意書 (様式第 4 号) (4) 誓約書 (様式第 5 号)		
備考			

事業収支予算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	説明
村補助金		
自主財源		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	説明
合計		

※見積書を添付してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

同 意 書

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付を申請するにあたり、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第 3 条に定める補助対象者の資格要件に該当するか否かの確認のため、納税状況等の必要な個人情報の確認を行うことに同意します。

年 月 日

天栄村長

所在地
企業等名称
代表者氏名

様式第5号（第6条関係）

誓約書

私は、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付の申請に当たり、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。また、本事業を活用して開発した商品を天栄村ふるさと納税の返礼品として登録することを誓約します。

なお、村長が当該要綱の規定に違反すると認めた場合は、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付の決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

天栄村長

所在地
企業等名称
代表者氏名

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

天栄村長

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付（不交付）決定通知書
年 月 日付けで交付申請のあった天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金
について、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記
のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

開発等事業の名称	
決定内容	交付（不交付）
交付決定額	金 円

（不交付の場合はその理由）

天栄村長

所在地
企業等名称
代表者氏名
電話番号

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた天栄村ふるさと納税返礼品
開発等支援補助金について、申請内容を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申
請します。

記

開発等事業の名称		
交付申請額	交付決定額	金 円
	変更交付申請額	金 円
	差引増減額	金 円
変更申請内容		
添付資料		

様

天栄村長

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付申請について、下記のとおり交付の内容を変更することを決定（不承認）したので天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

開発等事業の名称		
当初交付決定日	年 月 日	
交付申請額	当初交付決定額	金 円
	変更交付申請額	金 円
	変更交付決定額	金 円

（不承認の場合はその理由）

年 月 日

天栄村長

所在地
企業等名称
代表者氏名 印
電話番号

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった事業が完了したので、天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類等を添えて、下記のとおり報告します。

記

開発等事業の名称	
交付決定額	金 円
事業完了日	年 月 日

添付書類等

添付書類等	添付確認
事業収支決算書（様式第10号）	
補助金により開発した返礼品	
補助対象費用の支払を証する書類の写し	

※補助金により開発した返礼品の提出が困難であるときは、返礼品の写真をもって代えることができる。

事業収支決算書

1 収入の部

区分	決算額（円）	説明
村補助金		
自主財源		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	決算額（円）	説明
合計		

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

年 月 日

様

天栄村長

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績の報告があった天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり通知します。

記

開発等事業の名称	
既交付決定額	金 円
増減額	金 円
補助金確定額	金 円

年 月 日

天栄村長

所在地
企業等名称
代表者氏名 印

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金請求書
年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた天栄村ふるさと納税返礼品
開発等支援補助金について天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第11条の
規定により下記のとおり請求します。

記

開発等事業の名称		
交付決定日	年 月 日	
	交付決定額	金 円
	既受領額	金 円
	今回請求額	金 円
	残額	金 円

振込先

金融機関名		支店名	
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

様

天栄村長

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、交付の決定を取り消したので天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 取消しの理由

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- 補助金を他の用途に使用したとき。
- 天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱に違反する行為があったとき
- その他（ ）

2 取り消す交付決定内容

交付決定年月日 年 月 日

既交付決定額 金 円

既交付額 金 円

取消金額 金 円

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

様

天栄村長

天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を取り消した天栄村ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法

4 返還事由